

新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免について

対象者となる世帯

- 1 新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った世帯
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入の減少が見込まれ、次のいずれにも該当する世帯
 - (1) 事業収入や給与収入等、収入の種類ごとの収入のいずれかが、令和元年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
 - (2) 令和元年の所得の合計が1,000万円以下であること
 - (3) 収入減少が見込まれる事業収入等に係る所得以外の令和元年の所得の合計が400万円以下であること

対象となる保険税

令和2年2月1日から令和3年3月31日までの納期限の保険税

減免額

- 1 死亡又は重篤な傷病を負った場合 全額免除
- 2 所得の減少が見込まれる場合 一部減免
対象保険税額×減免割合により計算された額
対象保険税額＝A×B／C
A 当該世帯の被保険者全員について算定した保険税額
B 主たる生計維持者の減少が見込まれる事業収入等に係る前年の所得額
C 主たる生計維持者及び世帯の属する全ての被保険者の前年の合計所得額

減免割合

前年の合計所得額	減免割合
300万円以下であるとき	10分の10
400万円以下であるとき	10分の8
550万円以下であるとき	10分の6
750万円以下であるとき	10分の4
1,000万円以下であるとき	10分の2

申請書

- ・国民健康保険税減免申請書
- ・収入申告書

必要な書類

- 死亡又は重篤な傷病を負った世帯
- ・死亡診断書
 - ・医師の診断書

世帯の生計を担う方の事業収入等の減少が見込まれる世帯

- ・令和元年中の収入、所得がわかる書類（世帯全員分）

- ・ 令和2年中の収入、所得見込額がわかる書類（帳簿、給与明細等）
- ・ 収入減少、事業廃止、失業等の原因が新型コロナウイルス感染症の影響とわかるもの（例）退職証明書、解雇通知書、雇用保険受給資格者証、廃業届、休業届 等

※ 国民健康保険税については、非自発失業者に該当することによる軽減（前年給与所得を30/100とみなす）の適用を受ける場合は、今回の減免は受けられません。

申請方法

減免申請書及び必要書類を市役所税務課へ提出してください。減免申請書等を提出される場合は、必ず事前に電話でご相談ください。

窓口が混雑する場合は、予約制とすることがあります。ご理解とご協力をお願いします。

問い合わせ先

伊佐市役所 税務課 市民税係 電話 0995-23-1311（内線 1186～1189）